

令和5年度

統一的な基準による財務書類

注記

令和6年10月

東濃西部広域行政事務組合総務企画課

## 目次

### 1 重要な会計方針

- (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法 . . . . . 1
- (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法 . . . . . 1
- (3) 有形固定資産等の減価償却の方法 . . . . . 1
- (4) 引当金の計上基準及び算定方法 . . . . . 1
- (5) リース取引の処理方法 . . . . . 2
- (6) 資金収支計算書における資金の範囲 . . . . . 2
- (7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項 . . . . . 2

### 2 追加情報

- (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項 . . . . . 2
- (2) 貸借対照表に係る事項 . . . . . 3
- (3) 純資産変動計算書に係る事項 . . . . . 3
- (4) 資金収支計算書に係る事項 . . . . . 3

## 1 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

#### ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

#### イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

#### ② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

満期保有目的以外の有価証券

#### ① 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

#### ② 市場価格のないもの……………取得原価(又は償却原価法(定額法))

### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15 年～34 年

工作物 10 年～20 年

物品 2 年～6 年

#### ② 無形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

(ソフトウェアについては、当組合における見込利用期間(5 年)に基づく定額法によっています。)

### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

#### ① 徴収不能引当金

長期貸付金については、個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

#### ② 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

- (5) リース取引の処理方法  
オペレーティング・リース取引  
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- (6) 資金収支計算書における資金の範囲  
現金（手許現金及び要求払預金）  
なお、現金には出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいません。
- (7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 物品及びソフトウェアの計上基準  
物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。  
ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。
- ② 資本的支出と修繕費の区分基準  
資本的支出と修繕費の区分基準については、固定資産の修理改良等のために支出した金額のうち、固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことになると認められる部分については、固定資産として計上しています。

## 2 追加情報

- (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。  
一般会計  
東濃西部ふるさと活性化基金特別会計  
東濃看護専門学校事業特別会計  
東濃西部少年センター事業特別会計  
東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計  
東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計  
東濃西部地域消費生活相談事業特別会計
- ② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

すべての普通財産及び用途廃止が予定されている行政財産

イ 内訳

該当なし。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 △572 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	48,571 千円	45,619 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	189,741 千円	176,017 千円
繰越金に伴う差額	△15,815 千円	1,433 千円
資金収支計算書	222,497 千円	223,069 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（東濃西部ふるさと活性化基金特別会計、東濃看護専門学校事業特別会計、東濃西部少年センター事業特別会計、東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計、東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計、東濃西部地域消費生活相談事業特別会計）の分だけ相違します。

また、歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳  
資金収支計算書

<u>業務活動収支</u>	47,993 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	- 千円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	△48,982 千円
減価償却費	△18,010 千円
賞与等引当金繰入額	△9,470 千円
退職手当引当金繰入額	- 千円
徴収不能引当金繰入額	- 千円
資産売却益	- 千円
資産除却損	- 千円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>28,469 千円</u>